## 第二次訴訟の流れ

1984.09.26 第二次訴訟原告団結成集会　原告161名　団長　笠間繁雄

1984.10.22 横浜地裁へ提訴

1991.12.16 横浜地裁結審

1992.12.21 横浜地裁判決 損害賠償認容　飛行差し止め却下　将来請求認めず

1992.12.25 東京高裁控訴

1998.12.17 東京高裁結審

1999.07.23 東京高裁判決 損害賠償認容　飛行差し止め却下

1999.07.31 双方控訴せず判決確定

### 第二次訴訟原告募集

　1984年6月3日に開かれた第24回爆同代議員総会にて第二次訴訟団結成を目指す運動方針が可決された。爆同は会報124号(1984.07.15)で第2次被害訴訟を取組むためにと題し、裁判特集号を組んで「9月提訴を目指し原告120名を集めよう」と原告募集を呼び掛けた。

その内容は次の通りです。

１．第一次被害訴訟の成果を、さらに前進させ、騒音や危険から生活を守るために

　第一次の裁判闘争は、昭和５７年１０月２０日、横浜地裁で「判決」を出させることができました。判決は「夜間の飛行活動全面禁止、昼間の飛行活動制限」を請求した差し止めについては却下されましたが、厚木基地の設置・管理運営について、国側の過失(瑕疵)を裁判長は厳しく指摘し、被害の損害賠償を認容しました。そして住民が受けつつある騒音について、人間が生活や健康を保持する上から、受忍の限度をはるかに超えていると指摘し、国が騒音の拡大を放置してきたことは、極めて責任が重く、厚木基地は欠陥飛行場であると結びました。

　この判決を私たちと弁護団は、一部勝訴と評価してきました。従って、いま私たちは東京高裁で控訴審を継続していますが、この判決では国側が都合のよい承認申請もできず、年内には決着できると確信します。

　ですから、横浜判決を上回る内容の高い判決が出されることは必至であります。

　よって第２次の裁判を、多数の原告(男性・女性を問わず)が取り組むことにより①東京高裁の判決をさらに上回る判決を目指せる。②騒音問題の解消を裁判闘争を通じて決着させる。③基地の強化に歯止めをかける。ことができると確信するからです。

２．判決は、国が進める周辺対策に大きな影響を与えています

　判決が、国が実施してきた周辺対策(防音工事・騒音対策など)に、大きな影響を与えている事実があります。

　判決の直後、防衛庁・防衛施設庁へ行き、｢判決内容を重視し、具体的に基地への対応姿勢を明確にせよ｣と迫った際に、施設庁の担当官は、①民家防音工事については、他基地への割り当てを削って厚木基地周辺に回す。具体的には５８年度については、大和市への割り当て世帯数は５７年度の２倍にする、と約束し、防音工事だけをとっても判決の影響がいかに大きいかを知りました。同様に、市行政・市議会の基地に対する対応をかなり積極的な姿勢にさせてきた影響は測り知れず、②市行政が国宛に要請する公文書に｢人間生活の受忍限度をはるかに超えた被害｣と書かせることができたことは、やはり判決の成果です。

　さらには、最近政府をして、厚木基地の被害に注目させ、厚木での訓練はこれ以上は無理である、という状況に追い込むことができたのは、判決の影響以外の何物でもありません。

３．基地の現状とこれからの行方

　厚木基地は日米共同の主要基地として存在し、常に国の軍事拡大の方向と密接に表裏の関係にあります。５７年１２月に強行配備された対潜哨戒機P-3Cは核爆雷８発を常備できる危険な航空機であり、米のアジア各戦略体制の中で重要な任務をもつものです。騒音も困るが、昨年末に会員から集約した｢アンケート調査の結果｣は、いつも墜落の不安を感じると回答した会員が９６％もおり、会員の要求は騒音問題に限定されず、基地の内容に大きな危惧を持っていることが明らかです。そして今、核巡航ミサイル｢トマホーク｣の米太平洋艦隊所属艦船への配備と、日本への寄港、核持ち込みが進められようとしている時、厚木への核持ち込み配備が絶対ないという保障はありません。

まとめ

　第一次訴訟の判決乗せてか・影響などを踏まえて第二次訴訟を取り組むことがなぜ必要かについて述べてまいりました。

　すでに執行委員会、６月３日開催の第２４回定期代議員総会においても第二次訴訟については、提訴時期を９月とする、原告の数は最低でも１２０名(内訳・大和５０、綾瀬３０、海老名・座間・相模原・藤沢から各１０とする)とすることを確認し、準備をしてきました。是非、会員の皆さんにご理解をいただき、地域での生活権を守るため奮起して積極的に原告に参加されることをお願いいたします。

## 第二次訴訟横浜地裁に提訴

　数年来準備を進めてきた第二次訴訟がついに10月22日、横浜地方裁判所に提訴された。今回の訴訟に立ちあがった原告は当初目標にした120名を大幅に上回り、総数で161人となり、地域的にも大和市87人、綾瀬市40人、海老名市12人、座間市7人、相模原市7人、藤沢市8人。厚木基地周辺の各地から“基地を返せ”の声が上がったわけで、国や米軍に与える打撃は大きいといえる。また、弁護団も団長の飛鳥田一雄弁護士(前社会党委員長)をはじめ、全国の弁護士139人の大型になった。訴訟の内容は第一次のものと同じで、国を相手に厚木基地の米軍機訓練を①午後8時から翌朝8時までの飛行、エンジン作動の禁止②午前8時から午後8時までの間、65ホーンを超える騒音の禁止、③35年からこれまでの騒音被害に対する損害賠償など。

　原告団役員

 団長 　笠間繁雄

 副団長 　水野和秋 相沢義明 柳町慶治 宇野峰雪　他

 事務局長　村田信之

1984.09.26 第2次訴訟原告団結成集会　原告161名　団長　笠間繁雄

1984.10.22 横浜地裁へ提訴

1989.07.01　 途中経過・第29回定期代議員総会議案書より

第二次騒音訴訟の闘いは、昨年9月19日の第15回公判から6月19日の第23回公判まで9回の公判を終わらせ、原告団組織を中心に精力的対応を展開、特に、2月6日の第174回公判からは20名の原告代表を法廷証言に送り、会話・電話・テレビなどの妨害、睡眠・生活被害の影響実態の生々しい証言が法廷内に展開されました。

　同時に、原告傍聴の対応についても原告団事務局体制の強化を進める中で161名の原告がそれぞれ交替で公判傘下に都合をつけ、この間延べ500名の原告を広範参加に投入できたことは、住民本位の判決を目指し、弁護団と一体になって公判闘争が前進できたものと確信します。

こうした取り組みと合わせ、4月30日には大和市保健福祉センターホールで、市民法廷劇、「なくせ!厚木基地」の上演を計画し、第二次騒音訴訟原告42名による出演で、13年にわたる訴訟の法廷闘争の実践内容を舞台で展開、当日、会場を埋め尽くした500名の市民に、被告である国が、安保条約・地位協定を自在に駆使し、基地の強化、恒久化を進める中で、周辺住民に取り返すこと海苔できない損失と、被害を与え続けてきた実態を暴露することができました。この構成劇は岡部弁護士が脚本を担当、元ＮＨＫチーフディレクター田澤朗氏が演出を担当された1時間30分の法廷劇でしたが、当日の参加者から惜しみない拍手が送られました。あらためて原告・会員の関係者の皆さんに心からお礼を申し述べます。まさにこの1年も絶え間のない反基地運動の連続でありましたが、厚木基地をはじめ県内基地の状況は、去る2月15日の日米合同委員会で決定された思いやり予算1430億円からも明らかなように、着実に基地強化策がとられていることに、我々は今後も重大な決意で対応することが必要であります。

1991.05.17 第二次訴訟現場検証

「現場検証の時はいつも少ししか飛ばない」。5月17日大和・綾瀬両市内四か所で行われた第二次訴訟の現場検証。前回とは違って米軍機が飛ぶには飛んだが、「数も少なく、かつ高度も通常よりずいぶん高く飛んだ」。これが参加者の実感でした。

　国や防衛施設庁、米軍は今回の検証でも、前日までの激しい訓練は嘘のように静かな飛行ばかりで、検証が終わり、裁判長が帰った5時過ぎからは再び爆音を振りまくという態度に原告団は怒りを新たにしました。17日の検証は大和市桜森コミュニティーセンターと近くの民家、午後からは綾瀬市大上の民家、再び大和に戻り、上草柳の子供広場、民家、最後に小学校と行われ、最高で106ホンを記録した。飛んだのはほとんどがP-3Cで一部F/A18ホーネットやA6イントルーダ、また、19日の基地公開を前にF-15なども着陸しました。

1991.12.16 第二次騒音訴訟結審(鈴木委員長1992年新年のあいさつから)

1984(昭和59)年、基地を包囲して、原告161名で提訴した第二次騒音被害訴訟は、苦難の7年余の闘いを乗り切り、1991年12月16日、第40回の公判で結審に持ち込むことができました。午前10時30分からの法廷には各地区から90名の原告が参加、法廷に入れず廊下で待つ原告を3回にわたり交替して法廷に入ってもらう。熱気あふれる結審公判となりました。

この日のために、横田・小松の基地訴訟原告弁護士も、わざわざ法廷に駆け付け、小松基地訴訟の野村弁護士は、昨年3月13日金沢地方裁判所の判決を引用して、軍事基地に公共性はなく、騒音被害については、被告である国が前面救済をすべきである。また、裁判所が騒音被害の軽減救済のため訓練時間の制限を行う差し止めをすることは不適法でない、と抗弁しました。

続いて原告弁護団の代表を務める宇野峰雪弁護士をはじめ、11名の弁護士が語気を強め、それぞれ抗弁を展開しました。主張の中では、これほど歴然とした騒音被害を周辺住民に長い間与えているのに、役に立たない民家防音工事で被害をごまかし、あとは統治行為で逃げるのは刑事犯罪にも等しい行為である。被告国は、住民の被害実態を正確、深刻に受け止め、住民が納得できる判決を裁判所が言い渡すよう、裁判所に提示すべきである、と語気を強めての弁論が、次々と展開されました。原告の意見陳述の最後は、原告団長の笠間さん、そして原告の畠山さんがそれぞれ被害実態と長い騒音の苦悩を訴えました。

こうして実に4時間30分にわたる弁論時間のほとんどを原告が使用しての、被害の主張、墜落事故の危険、そして生活破壊の実態は、来る6月頃と予定される判決に、大きな重みを植え付けることができ、当日の最終準備書面は千ページを超す膨大な資料でありました。国の軍事防衛政策と正面から対決して揺動させた第二次騒音被害訴訟の7年余の闘いが、ようやく結審させることが、会員皆様と原告の粘り強い闘いでできました。

年が変わり、判決の日が間近になるわけですが、わたしたちの願いは「静かな空」をこの手で勝ち取ることです。私たちの子供や孫に、せめて騒音の届かない静かな空と、平和な生活環境を作って残すことが、私たち大人に与えられた使命であると思います。

1992(平成4)年12月21日に地裁判決を迎えました。しかしこれも騒音被害による損害賠償は認めるものの、将来の騒音被害は認めないし、飛行差し止め請求は却下されました。

横浜地裁「第二次厚木基地騒音公害訴訟」判決要旨　　　　　　　　　　　1992.12.21

▽本件訴えの適法性

差し止め請求の適法性

米軍機に関する差し止め

我が国は安保条約および地位協定により、米軍に厚木基地を支障なく使用させる条約上の義務を負担しており、基地の使用を一方的に禁止・制限することは出来ない。一方的な差し止めは、法的に不能な給付を求めると言うに留まらず、我が国が外国に対する関係においてなしえない行為を訴求することになる。裁判権の行使も国家統治権の発動であり、このような事項については、我が国の民事裁判権も及ばず、米国を被告としても求めることはできない。原告らの求めを実現するための外交交渉は行政府の権限に属し、その必要性、時期などは、その高度に政治的かつ自由裁量的な判断に委ねられており、裁判所が、これを拘束するような裁判をすることは、憲法の定める三権分立の精神に反する。

自衛隊機に関する差し止め

統治行為論ないし政治問題の法理

本件は安保条約や自衛隊法等の合憲違憲、防衛政策に関する重要な決定の有効無効等を直接審判の対象とするものではない。かかる事案においては具体的な訴訟状態ないし紛争状態、双方当事者がする主張立証の具体的状況により、統治行為が問題になる場合もあれば、問題にならない場合もある。本件は厚木基地の公共性を検討するまでも無く、実態判断をすることが出来るから、統治行為論を根拠に自衛隊機に関する差し止め請求を不適法とする被告の主張は採用しない。

一、損害賠償請求の適法性

統治行為論について

損害賠償請求では、受忍限度論に基づく利益考量をすることになり、基地の公共性も検討の対象となるが、仮に請求が認められても基地が使用できなくわけではなく、影響は間接的なものに留まり、利益考量でも基地の公共性は抽象的類型的に考慮すれば足り、自衛隊、米軍が基地を使用することの適否に立ち入って判断する必要は無い。統治行為、政治問題を理由に賠償請求の訴えを不適法とは出来ない。

▽違法性

一、違法性の判断基準(受忍限度)、本件における被害は各種の生活妨害、睡眠妨害などの日常生活上の不利益で、身体的被害は、可能性を否定することができないと言うに留まる。このような場合、侵害行為が違法と言えるか否かは、被害が社会生活上受忍するのを相当と認められる限度を超えるものか否かによって決まる。本件においては侵害行為及び被害、厚木基地の使用ないし供用の公共性、厚木基地周辺の地域性・先(後)住性・原告らの危険への接近および被告の周辺対策、音源対策などを総合的に評価、検討すべきである。具体的な受忍限度を定めるにあたっては騒音などに対する行政的な規制に関する一般的基準(特に環境基準)が重要な手がかりの一つになる。

差し止め請求は特段の事情が無い限り根被告の内容・程度がもはや金銭賠償による救済だけでは足りないと認められるほどに深刻であることを必要とし、差し止めの受忍限度は損害賠償のそれよりもさらに厳格でなければならない。侵害行為及び被害の中心的部分は、米軍機によるものと考えられる。

一、損害賠償

厚木基地の供用使用によって被害を受ける地域住民はかなりの数に上る。被害内容も広範、かつ重大でしかも、住民が基地の存在によって直接利益を受けることがほとんど無いことも明らかである。結局、公共的利益の実現は原告らを含む周辺住民と言う限られた一部少数者の特別の犠牲の上でのみ可能であって、看過することの出来ない不公平が存在する。航空機騒音が原告らにもたらす被害の内容は、生活妨害を中心とし、睡眠妨害、精神的被害に及び、明確な身体的被害は認定できないが、それに至る危険性も否定し難い。被害程度は、WECPNL値(うるささ指数)の増大につれて大きくなる傾向がある。厚木基地を起点とする米軍機および自衛隊機の運行は、直接間接に日本の防衛に関わる活動であるから、公共性があるのは疑いないが、その公共性を過度に強調することは出来ない。

以上を総合すると、W値80以上の区域に居住又は居住していた原告らについては、航空機騒音などによる侵害行為ないし被害が受忍限度を超えたものとして、侵害行為が違法性を帯びるものと認めるのが相当である。

▽自衛隊機に対する差し止め

一、人格権侵害には法律上の保護が与えられるが、環境に関する権利ないしその侵害を法的に保護するには、現段階では権利として未成熟である。

一、自衛隊機の活動で何らかの被害が生じていることは否定できないが、その程度を把握するに足る証拠は無い。被害が受忍限度を超えているとは言えず、自衛隊機に対する差し止め請求は失当。

国は、周辺対策など一定の措置を講じてはいるが、被害を一部軽減するに留まり、これを防止するに足る措置をとらないまま、厚木基地ないし海上自衛隊厚木飛行場を継続的に航空機の離発着のために提供、使用してきた。国は国家賠償法、民事特別法に基づく責任補免れない。

一、将来の事情は変動が予測されるから、損害賠償請求権の成否とその額をあらかじめ明確に確認することは出来ないから、将来の損害賠償請求は権利の保護要件を欠き、不適法。

一、一ヶ月あたりの慰謝料額は次のとおりとする。

W値80以上85未満の区域　5,500円　W値85以上90未満区域　9,000円　W値90以上　13,500円

原告らのうち、防音工事を請けたもの及び同居者については、一室につき10%を減額する。弁護士費用は慰謝料額の10%相当を認める。

横浜地裁判決(1992.12.21)　簡単なまとめ

差し止め請求

 　自衛隊機は民事訴訟法上の差し止め請求の対象となりうる。統治行為論の問題が生ずる可能性はあるが、そのことで訴えそのものを不適法とするのは合理性を欠く。米軍機は安保条約に基づくものであり、我が国の民事、行政裁判権は及ばない。

基地の公共性

　　基地の公共性は疑いないが、平時においてはその公共性を過度に強調することはできず、国民の日常生活の維持存続に不可欠な役務の提供のように絶対的ともいうべき優先順位を主張しえない。

被害

　　判断基準は生活妨害、睡眠妨害、精神的被害といった日常生活上の不利益であり、住民にはこれら受忍限度を超える被害が認められる。また、聴覚被害など身体的被害は可能性を否定することができないというにとどまる。

損害賠償

　　Ｗ値80以上の地域については被害が受忍限度を超えており、これらの目原告の特別な犠牲を強いている現状は見過ごすことができない。危険への接近、防音工事の有無、公共性などを総合考慮し、侵害行為が違法性を帯びると認めるのが相当。将来の請求は変動することが予想され、明確に認定することができない。

これも東京高裁へ控訴することを決定し、1999(平成11)年7月23日に判決が言い渡されました。判決まで14年9ヶ月かかっています。しかし判決は同じく損害賠償は認めるものの、飛行差し止めは却下されました。

東京高裁判決の要旨

[主文]

1．一審原告らの米軍機の夜間飛行などの差し止め請求及び騒音到達の禁止請求に係る控訴を棄却する。

2．原判決主文第一項2を取り消す。一審原告らの自衛隊機の夜間飛行等の差し止め請求及び騒音到達の禁止請求係る控訴を棄却する。

3．原判決主文第二項を次の通り変更する。

1．一審原告らの平成10年12月18日以降に生ずべき損害の賠償請求に係る訴えを棄却する。

2．一審被告は別表一「損害賠償額一覧表」中の「氏名」欄記載の一審原告らに対し、それぞれ同一覧表中の一審原告に対応する「損害賠償額合計」欄記載の金員及び右金員のうち、「昭和59年9月までの慰謝料額」欄記載の金員に対する昭和59年10月1日から、「平成3年12月までの慰謝料額」欄記載の金員に対する平成4年1月1日から各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3． 2掲載の一審原告らの平成10年12月17日までに生じた損害のその余の賠償請求、その余の平成10年12月17日までに生じた損害の賠償ならびに一審原告らの米軍機及び自衛隊機の夜間飛行等の差し止め請求及び騒音到達の禁止請求に関する弁護士費用に係る損害の賠償請求をいずれも棄却する。

4．略

【事案の概要】

本件は、厚木基地の周辺に居住し、または居住していた一審原告らが一審被告(国)に対し、自衛隊機及び米軍機の発する騒音などにより身体的・精神的被害、生活妨害等の損害を被っていると主張して、(1)人格権又は環境権に基づく民事上の請求として、自衛隊機及び米軍機の一定の時間帯(毎日午後8時から翌日午前8時まで)における離着陸等の差し止め及びそれ以外の時間帯における音量の規制　(2)「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法二条、国家賠償法二条に基づき、居住開始の翌月以降に生じた過去の損害及び差し止め実現までの将来の損害の賠償を求めた事案である。

原審は、一審原告らの、(1)の差し止め請求のうち、米軍機の差し止め請求に関する部分を却下し、自衛隊機の差し止め請求に関する部分を棄却し、(2)の損害賠償請求のうち、平成3年12月16日までに生じた過去の損害の賠償請求に関する部分について、WECPNL80以上の地域に居自由詩、又は居住していた一審原告らの請求の一部を認容し、その余の請求を棄却すると共に、原審の口頭弁論終結の日の翌日以降に生ずべき将来の損害の賠償請求に関する部分を却下した。

一審原告らは原審が、一審原告らの差し止め請求を却下し、あるいは棄却したこと、一審原告らの生活妨害等の被害を認めたが、聴覚障害などの健康被害を認めず、WECPNL80未満の地域に居住し又は居住していた一審原告らについてその被害が受忍限度内であると判断したこと、WECPNL80以上の地域に居住し又は居住していた一審原告らについて認められた損害賠償の額が不当に低額であること等を不服として控訴した。

また、一審判決は、原審は騒音や振動などの侵害行為及び被害の有無、程度、一審被告による住宅防音工事等の周辺対策についての事実認定を誤り、さらには、厚木基地の公共性、環境基準などについての評価、判断を誤ったなどと主張し、原審が、WECPNL80以上の地域に居住し又は居住していた一審原告らについてその被害が受忍限度を超え、厚木基地の設置、管理に違法性があると判断したこと、一部の一審原告らについて危険への接近の理論を適用して免責又は損害賠償額の減額をしなかったこと等を不服として控訴した。

【当裁判所の判断】

1、自衛隊機に関する差し止め請求について

防衛庁長官は、自衛隊に化せられたわが国の防衛等の任務の遂行のため自衛隊機の運行を統括し、その航行の安全及び航行に起因する障害の防止を図るため必要な規制を行う権限を有するものとされているのであって、自衛隊機の運行は、このような防衛庁長官の権限の下において行われるものである。そして、自衛隊機の運行にはその性質上必然的に騒音などの発生を伴うものであり、防衛庁長官は右騒音などによる周辺住民への影響にも配慮して自衛隊機の運行を規制し、統括するものである。しかし、自衛隊機の運行に伴う騒音などの影響は飛行場周辺に広く及ぶことが不可避であるから、自衛隊機の運行に関する防衛庁長官の権限の行使はその運行に必然的に伴う騒音などについて周辺住民の受忍を義務付けるものといわなければならない。そうすると、右権限の行使は、右騒音などにより影響を受ける周辺住民との関係において、公権力の行使に当たる行為というべきである。

一審原告らの自衛隊機に関する差し止め請求は、必然的に防衛庁長官にゆだねられた前記のような自衛隊機の運行に関する権限の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を包含するものといわなければならないから、行政訴訟としてどのような要件の下にどのような請求をすることができるかはともかくとして、民事上の請求としての右差し止め請求は不適法というべきである。

2．米軍機に関する差し止め請求について

一審原告らが、一審被告に対して米軍機の一定の時間帯における離着陸等の差し止め及びそれ以外の時間帯における音量の規制を請求することができるためには、一審被告が米軍機の運行等を規制し、制限することのできる立場にあることを要するものというべきである。

厚木基地は、わが国とアメリカ合衆国との間で締結された政府間協定により、現在、地位協定二条四項aに基づく米軍とわが国の海上自衛隊の共同使用部分、同項bの規定の適用のある施設及び区域として米軍に対し引き続き使用が認められた海上自衛隊の管轄管理する部分、引き続き米軍が航空機を保管し、整備等を行うため専用している部分とからなる。

このように、厚木基地に係る一審被告と米軍との法律関係は条約に基づくものであるから、一審被告は、条約ないしこれに基づく国内法令に特段の定めの無い限り、米軍の厚木基地の管理運営の権限を制約し、その活動を制限し得るものではないところ、関係条約及び国内法令に右のような特段の定めは無い。そうすると、一審原告らが米軍機の離着陸等の差し止めを請求するのは、一審被告に対してその支配の及ばない第三者の行為の差し止めを請求するものというべきであるから、本件米軍機に関する差し止め請求は、その余の点について判断するまでもなく、主張自体失当として棄却を免れない。

3．損害賠償請求について

1.　一審被告による厚木基地の使用及び供用が違法な権利侵害ないし法益侵害となるかどうかについては、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に判断して、侵害行為による被害が社会生活上受忍限度を超えるものかどうかによって決すべきものである。

一審被告は、海上自衛隊厚木飛行場を設置管理すると共に自らも使用し、また、飛行場区域も含めて厚木基地を米軍に提供し、その使用に供してきたところ、厚木基地の使用及び供用は一定の公共性を有し、かつ、一審被告の周辺対策及び音源対策は一定の効果を挙げてきたがこれらを考慮しても、基地周辺のWECPNL80以上の区域に居住し又は以前居住していた一審原告らは厚木基地を離着陸する米軍機及び自衛隊機の騒音などにより、受忍限度を超える生活妨害の被害を受けており、航空機騒音などによる侵害行為が違法性を帯びるものと認めるのが相当である。

2.昭和46年の日米による共同使用が開始された頃から空母ミッドウェーの横須賀母港化問題が生じ、日米間の折衝を経て昭和48年10月はじめにミッドウェーが初入港し、その直前頃(同年9月末に初飛来)から艦載機が飛来するようになって、騒音がそれまでとは格段に異なる激しいものになると共に、同年12月に海上自衛隊の移駐により騒音が一層増加した。

また、ミッドウェーの横須賀母港化問題が発生して以来、政党、住民団体等による反対抗議運動などが行われ、入港の頃には基地周辺の騒音などによる被害が社会問題として注目を集めるようになっていた。そうすると、一審原告のうち、すくなくともミッドウェーの横須賀入港後である昭和49年以降に厚木基地周辺地域に転入したものについては、特段の事情の無い限り、本件侵害行為やこれに基づく被害を認識していたか、仮にこれを認識していなかったとしても、認識しなかったことにつき過失があったというべきであり、このことは、それ以前から周辺地域に居住していて騒音の被害を受けるにいたった一審原告らとの間の衡平の観点からも、損害賠償額の算定に当たって考慮するのが相当である。しかし、厚木基地においては、昭和57年２月以降、NLP(夜間連続離着陸訓練)が実施されるようになり、右の時期を境にして騒音量に質的な変化が見られるから右の認識や認識しなかったことについての過失は、NLPの開始前の被害に係る損害の算定に当たってのみ考慮すべきである。

更に、NLPが開始された昭和57年2月以降に厚木基地周辺において居住を開始した一審原告らのうち一名は、本件の航空機騒音とこれによる被害を十分認識しながらあえてこれを容認して転入したものであり、その被害は、騒音による精神的苦痛な意思生活妨害のように直接生命、身体に係るものでないから、厚木基地の公共性並びに米軍機及び自衛隊機の活動の公共性をも参酌して考慮すると、右転入後の被害は受忍すべきものであり、右被害を理由として慰謝料の請求をすることは許されない。

3.なお、損害賠償額の算定に当たっては、右2のとおり危険への接近の法理による考慮(減額)を行うほか、原審の判断のとおり、一審原告らを居住地のWECPNL値に応じて三段階に分類し、また、防音工事を受けたものについては、その室数に応じて減額するのが相当である。そして、一審被告は、一審原告らのうち134人(訴訟承継のあった者は被承継人の数)に対し、総計1億7017万円及び遅延損害金を支払うべきである。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長 岩井　俊

この東京高裁の判決に対し、原告及び被告国も控訴せず、1999年7月31日に判決は確定しました。

第二次訴訟1984年10月22日横浜地裁提訴　団長笠間繁雄

1985.06.24 S.60 横浜地裁第１回公判

1985.10.02 S.60 横浜地裁第２回公判

1985.12.04 S.60 横浜地裁第３回公判

1986.02.19 S.61 横浜地裁第４回公判

1986.04.16 S.61 横浜地裁第５回公判

1986.06.16 S.61 横浜地裁第６回公判

1986.12.10 S.61 横浜地裁第７回公判

1987.03.18 S.62 横浜地裁第８回公判

1987.05.25 S.62 横浜地裁第９回公判

1987.08.24 S.62 横浜地裁第１０回公判

1988.02.01 S.63 横浜地裁第１１回公判

1988.04.18 S.63 横浜地裁第１２回公判

1988.06.27 S.63 横浜地裁第１３回公判

1989.02.06 S.64 横浜地裁第１７回公判

1989.04.24 S.64 横浜地裁第２０回公判

1989.10.16 S.64 横浜地裁第２６回公判

1989.12.11 S.64 横浜地裁第２８回公判

1990.01.29 H.02 横浜地裁第２９回公判

1990.02.26 H.02 横浜地裁第３０回公判

1990.04.23 H.02 横浜地裁第３１回公判

1990.05.28 H.02 横浜地裁第３２回公判

1990.06.25 H.02 横浜地裁第３３回公判

1990.10.29 H.02 横浜地裁第３６回公判

1991.02.06 H.03 横浜地裁第３８回公判

1991.12.16 H.03 横浜地裁第４１回公判で結審。

1992.12.21　　　H.04 　横浜地裁判決。飛行差し止め却下、損害賠償は一部認める。

1992.12. H.04 第二次訴訟東京高裁へ控訴

1995.12.07 H.07 東京高裁第5回公判

1996.05.16 H.08 東京高裁第6回公判

1997.06.26 H.09 東京高裁第12回公判

1997.12.01 H.09 第二次訴訟の現場検証実施

1998.12.17 H.10 最終口頭弁論

1999.07.23 H.11 東京高裁判決。飛行差し止め却下、損害賠償認める。

1999.07.31 H.11 判決に対し上告しないことを決める。国も上告せず判決は確定。